

第3号議案

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

鹿沼市長から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成30（2018）年7月19日

栃木県都市計画審議会会長

都第207号

平成30（2018）年7月3日

栃木県都市計画審議会会長 様

鹿沼市長 佐藤 信

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、次のように審議会に付議  
します。

計画書

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	鹿沼市下石川字大野原 737-54、737-55、737-83、 737-108、737-126、737-127、737-128	27,483.89 m <sup>2</sup>	